ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、平成26年度決算において479億円となっており、その7割に当たる331億円がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されている。

ゴルフ場が所在する市町村は、自主的な税財源の乏しい過疎地域や中山間地域がその約75パーセントを占めており、これらの地域にとってゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

国においては「一億総活躍社会」の実現を「アベノミクスの第２ステージ」と位置づけ、従来の経済政策に加え、子育て支援や社会保障基盤の強化などにより少子高齢化の流れに歯止めをかけ、全員参加型の社会を目指している。

その一方で、都市から地方への税源の再配分機能を有し、財政基盤が脆弱な市町村の貴重な自主財源となっているゴルフ場利用税交付金を奪おうとするのは、地方創生の実現に逆行するものである。

三木市は、西日本一多い25か所ものゴルフ場を有し、「ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟」の代表市にもなっており、ゴルフ場利用税交付金の平成27年度決算額は5億8千万円で、税収の約5パーセント超をも占めている。

この財源を有効活用しゴルフ振興を推進するため、住民参加型のゴルフコンペの開催をはじめとする地域活性化の取組やゴルフ人口の増加を図るなど、地域に根差す産業としてゴルフの振興を図り、三木市の創生を力強く推進していくこととしている。

よって、「ゴルフ場利用税の廃止」については断固反対し、現行制度を堅持されるよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年９月２７日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
（以上）あて

三木市議会議長　　初　田　　稔